

報告事項 No.3 - 2

令和２年度第１回地域福祉推進委員会協議結果報告書

令和２年度第１回地域福祉推進委員会については書面協議で実施しましたが、委員の皆様からいただいたご意見等について、取組の現状や今後の方向性を併せて記載し、協議結果として報告いたします。

計画の取組状況（令和元年度）について

１． 基本方針１（支え合い助け合う地域づくり）に関する事項

Ｑ１．取組状況において、協力員制度の導入、生活支援コーディネーターの配置や見守りの大切さの周知などの取組が遅れているが、生活困窮者や高齢者にとって早急に必要な制度であり、それぞれどのように進めていくのか。

Ans.

① 協力員制度の導入について

平成２８年２月開催の地域福祉推進委員会において、「福祉推進員制度」の協議をお願いしました。当時のいきさつとしては、各地区の実行委員会の活動を円滑に進めるために活動助成金制度や地域担当職員制度を導入しておりましたが、これに加えてこの制度により、活動者の立ち位置や活動時のけが等の補償の問題を解決するための制度ということでご協議をいただいたものです。しかしながら、見守り活動のあり方も含めた制度づけが必要ということで、現在に至っております。

現在、支え合い助け合い活動を推進していくために、まちづくり協議会に社会福祉協議会職員を生活支援コーディネーターとして配置し進めていますが、協力員制度については、見守り活動も含め支え合い助け合い活動を推進していく仕組みづくりの一つとして、利用会員と協力会員におけるサービス提供の調整機能を設けながら制度化していきたいと考えています。

② 生活支援コーディネーターの配置について

社会福祉協議会は、地域福祉の中核機関として地域福祉活動計画や有償ボランティアによる「ほほえみサービス」など地域福祉活動を推進してきました。その社会福祉協議会の職員が生活支援コーディネーターとして、各地区のまちづくり協議会の地域福祉部会等（地域福祉を検討する場）に

参加しており、今後は地域の実情に応じた支援や社会福祉協議会のほほえみサービスの充実を図り、支え合い活動を推進していきたいと考えています。また、このコーディネーターの機能が十分発揮できるように、高齢福祉部局の健幸長寿課も参加していますが、今後は今年度から委託運営となった地域包括支援センター等と連携強化を図りながら進めていきたいと考えています。

③ 見守りの大切さの周知について

高齢者が増加していく中で、一番の課題がひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の見守り活動になると考えています。令和2年4月から地域包括支援センターを市内2か所の法人に委託しており、6月から熱中症予防訪問として80歳以上のひとり暮らし及び高齢者のみ世帯（介護保険認定者等は除外）にセンターの専門職が訪問し心身の状況を把握しています（対象者数535人）。なお、年内には順次79歳以下の高齢者も対象として訪問する予定です。

また、見守り活動等協力事業所（56事業所）と市が協定を締結し、高齢者等の異変に気付いた際に連絡が入る仕組みを構築しています。今後も見守り活動の大切さを周知しながら、地域の皆様には、あいさつ運動や地域の交流を通じて顔見知りになり、各自ができる緩やかな見守りをお願いしたいと考えています。

Q2. 支える側の協力者については、有償ボランティアの考え方も必要かと思うが、どのような仕組みづくりを考えているのか。

Ans. 社会福祉協議会が実施しているほほえみサービスの担い手をどのように育成していくかが重要だと考えています。

現在、年金支給時期が引き延ばされたことにより定年退職後も再就職している高齢者が増えていることや女性の就労も増加していることから、ボランティア活動の担い手づくりも難しい現状にあります。このようなことから、退職後の生きがいくくりや社会参加の機会として、これまで培った技術を活かせるように有償ボランティアによる人材育成についても検討していきたいと考えています。

Q3. 第1層協議体や第2層協議体のそれぞれの組織形態およびその役割はどのようなものなのか、また、それぞれの組織化をどのように進めていくのか。

Ans. 守谷市では、各地区のまちづくり協議会の地域福祉部会等（地域福祉を検討する場）を第2層協議体として、地域の状況を踏まえ地域の課題や取組を検討する場としてとらえています。既に地域によっては地域福祉部会

において、住民主体の支え合い活動を目標に掲げ協議している部会もあります。また、サロン活動の立ち上げや徘徊声掛け訓練を行政との協働で計画している部会もあります。今後は、他地区のまちづくり協議会においても、地域の高齢者の困りごと等の情報提供を行いながら地域の課題や取組を検討する場として展開していけるように支援していきたいと考えています。

また、第1層協議体については、全地区のまちづくり協議会が集い情報共有や意見交換を行う場（地域の理想実現ミーティング）とし、各地区の取組から守谷市全体の課題や各地区への展開につなげられるようにしたいと考えています。

Q 4. 支え合い・助け合い活動を推進していくために、まちづくり協議会に対し、市はどのような支援や仕組みづくりを行っていくのか。

Ans. 地域福祉の中核機関である社会福祉協議会の職員が生活支援コーディネーターとして、各地区のまちづくり協議会の地域福祉部会等（地域福祉を検討する場）に参加しています。今後は、この生活支援コーディネーターによる地域の実情に応じた支援や社会福祉協議会のほほえみサービスの充実を図り、支え合い活動を推進していきたいと考えています。また、コーディネーターの機能が十分発揮できるように、高齢福祉部局の健幸長寿課も参加していますが、今後は今年度から委託運営となった地域包括支援センター等と連携強化を図りながら進めていきたいと考えています。

Q 5. 地域福祉活動の推進については、支える側の担い手をいかに増やしていくかにかかってくると思うが、30歳代、40歳代の方（場合によっては20歳代も）の参画をどのように進めていくのか。

Ans. 年金支給時期が引き延ばされたことにより、定年退職後も再就職している高齢者が増えていることなど、社会全体の仕組みが担い手を生み出しにくい構造になっています。しかしながら、現在の高齢者が高齢者を支えるには限界があり、若い世代を巻き込んでいくことが必要となってきましたが、若い世代は自分の生活に精一杯で、「働き方」が変わらないと支える側への参画は難しい現状であると思われます。

このような状況の中、若い世代の支える側への参画に向けて、地域の困りごとの現状の周知による意識啓発や小学校や中学校での福祉体験学習や認知症サポーター養成講座を継続していくことで、将来の人材育成につなげていきたいと考えています。

Q 6. 令和元年度において、北守谷地区、高野地区に対しては、「高齢者の支え合いの仕組みづくりに必要な情報提供を行いました」とあり、また、令

和2年度の取組計画では、他地区においても「高齢者の支え合いの仕組みづくりに必要な情報提供を行っていく」とありますが、「情報提供」とは具体的にどのような情報なのか、また、その進捗状況はどのようになっているのか。

Ans. まちづくり協議会の地域福祉部会等（地域福祉を検討する場）において、地域の支え合い活動につながるように、地域の高齢者の課題を共有しながら取組の方向性を話し合うために、社会福祉協議会と高齢福祉部局の健幸長寿課が部会に参加しています。

令和元年度においては、高野地区では、認知症高齢者の支え合い活動につながるように、「徘徊高齢者の声掛け訓練」を市が提案し、地域福祉部会との協働で令和2年度に取り組んでいくこととなりました。また、北守谷地区においては、令和元年度に実施した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（以下「ニーズ調査」。）の調査項目や集計結果を情報共有し、支え合い活動の参考にしていきたい旨を説明しました。

今後は、令和2年1月に実施した65歳以上を対象とした「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」には日常生活における手助けの希望・経験・意向の項目がありますので、その結果（各地域ごとの集計結果など）について情報提供をしていくこととしています。時期については、8月に高野地区及び北守谷地区で地域毎の集計結果などの内容説明を行い、その後、他地区においても順次内容説明をしていくこととしています。

2. 基本方針4（安心して暮らせる地域づくり）に関する事項

Q1. 安心して暮らせる地域づくり（防災）については、コロナ感染防止の問題を考慮していくことが必要であり、市が実施している新型コロナウイルス対策の現状、並びに地域活動において注意すべき事項はどのようなものか。

Ans. 守谷市においては、つくばエクスプレスにより都心に直結することから、都内や近隣地域の感染状況にも注視しながら、茨城県が示す対策指針（茨城コロナ Next）に準じた対応を進めています。

現在のところ、市内でのクラスターや感染拡大は確認されていませんが、感染拡大を防ぐには、一人ひとりの意識と行動が重要となっています。また、今後、長期間にわたって感染拡大を防ぐためには「新しい生活様式」を日常生活に定着させ、持続させていく必要があります。

地域活動においても、身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの基本的感染対策を始めとした「新しい生活様式」に留意をいただきながら、活動可能な範囲で取り組んでいただきたいと考えています。

なお、守谷市独自の対応については、以下のとおりです。

① 子育て世代に対する対応

- ・子育て王国ひとり親家庭応援給付金（児童一人につき3万円）
- ・子育て王国子育て世帯応援給付金（児童一人につき1万円）
- ・タブレット・Wi-Fiルーターの貸出（基礎疾患を抱えていて登校に不安がありインターネット環境のない家庭が対象）

② シニア世代に対する対応

- ・熱中症予防訪問
- ・フレイル（心身の虚弱）予防の周知（高齢者向けのストレッチ等の動画の公開など）
- ・新型コロナウイルス感染症経済対策商品券事業（いきいきシニア王国商品券）

③ その他の対応

- ・上下水道基本料金の減免（半年間）
- ・テイクアウトクーポン配布（1,500円分）
- ・マスク配布（全世帯）
- ・除菌水配布（児童福祉施設・高齢者福祉施設等）
- ・在宅支援動画配信
- ・新型コロナウイルス感染症経済対策商品券事業（モリヤガーレ商品券）

3. 全般的な事項

Q 1. 新型コロナウイルス感染症といった課題が新たに出現しており、地域福祉計画の見直しも必要に応じて考慮すべきであり、市はどのように考えているのか。

Ans. 各地区の地域福祉活動については、身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの基本的感染対策を始めとした「新しい生活様式」に留意をいただきながら、活動可能な範囲で取り組んでいただいているものと思います。

新型コロナウイルス感染症に伴う地域福祉計画の見直しについては現段階では考えておりませんが、必要に応じて検討していきたいと考えています。

Q 2. 地域福祉計画については、基本施策等に成果指標を設けているが、指標値が低下している指標については、徹底した分析が必要と考えるが、市はどのように考えているのか。

Ans. 地域福祉計画に定められた方向性や取組を着実に推進していくために、

毎年取組の状況や成果指標の状況を確認し、取組の方向性を検討しながら、地域福祉計画の推進を図っているところです。この進行管理において重要なことは、指標値が低下している指標については、その要因を的確に分析し、取組の方向性を決定していくことであると考えています。

指標値を分析するにあたりましては、指標値がアンケート調査による指標となる場合には、3ポイント程度の増減については同等として要因の分析をしておりますが、それ以外の場合には、要因を分析しながら取組の方向性を決定しているところです。しかし、要因の分析が難しい指標の場合には、取組の現状を確認しながら取組方法の変更や取組の強化等により成果の向上を図っています。

Q 3. 市民アンケートの回収率 33.8%ということですが、他のアンケートと比べてどうなのか。

Ans. 地域福祉計画における成果指標にも活用している市民アンケートについては、「第二次守谷市総合計画」（計画期間：平成24年度から33年度）の策定及び進行管理にあたり、行政評価の考え方を取り入れ、福祉や教育など各分野の方向性を、「成果指標」という数値で”見える化”し、街づくりの進捗状況を把握するために実施しています。

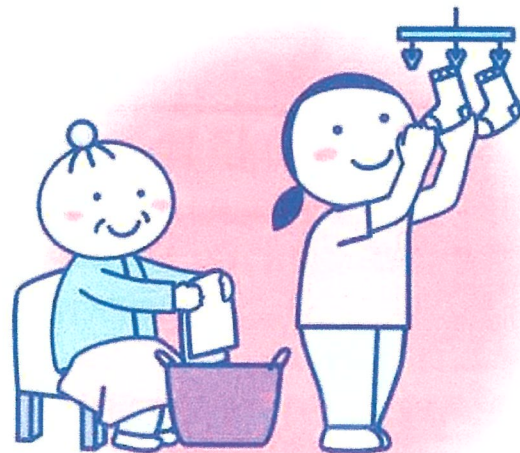
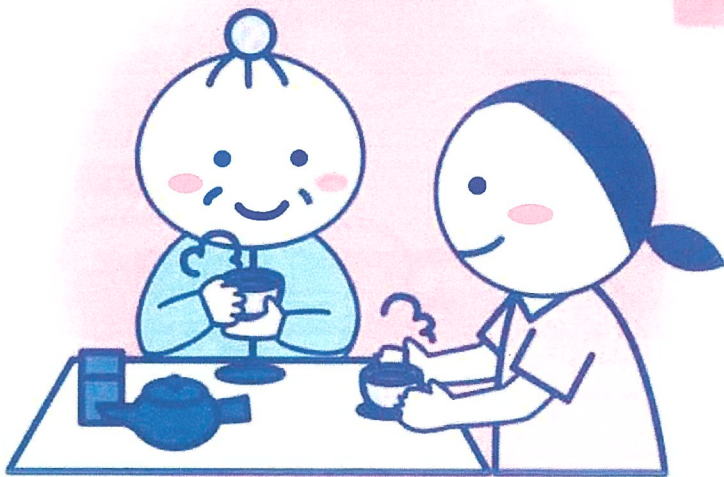
このアンケートは、市内在住の満18歳以上の市民3,000人を無作為に抽出して、毎年1月から2月にかけて、これまで6回実施していますが、回収率の平均については、38.8%となっており、例年と比べ5ポイント程度低い回収率となっています。

他のアンケートの回収率の状況については、1月に実施した65歳以上で要介護認定を受けていない方（13,927人）の日常生活の状況などを把握する介護予防・日常生活圏域ニーズ調査については67.0%、また、6月に実施した障がい者手帳をお持ちの方（2,125人）の実態や意識、意向などを把握するアンケートについては、52.1%となっています。回収率については、アンケートの対象者や設問数・設問内容によっても、回収率に差異が生じてくるのではないかと考えられます。

Q 4. 地域福祉推進委員会においては、施策推進のための支援策等を検討するためには、今回のような書面協議は不向きなのではないかと考えるが、市はどのように考えているのか。

Ans. 今回は新型コロナウイルス対策の一環として、取組状況の確認が主な内容ということもあり書面協議の形をとらせていただきましたが、施策推進のための支援策等についての協議をいただく際には、開催時における感染の状況や「3密」の回避に留意しながら、通常の会議方式により開催したいと考えています。

ほほえみサービスの ごあんない

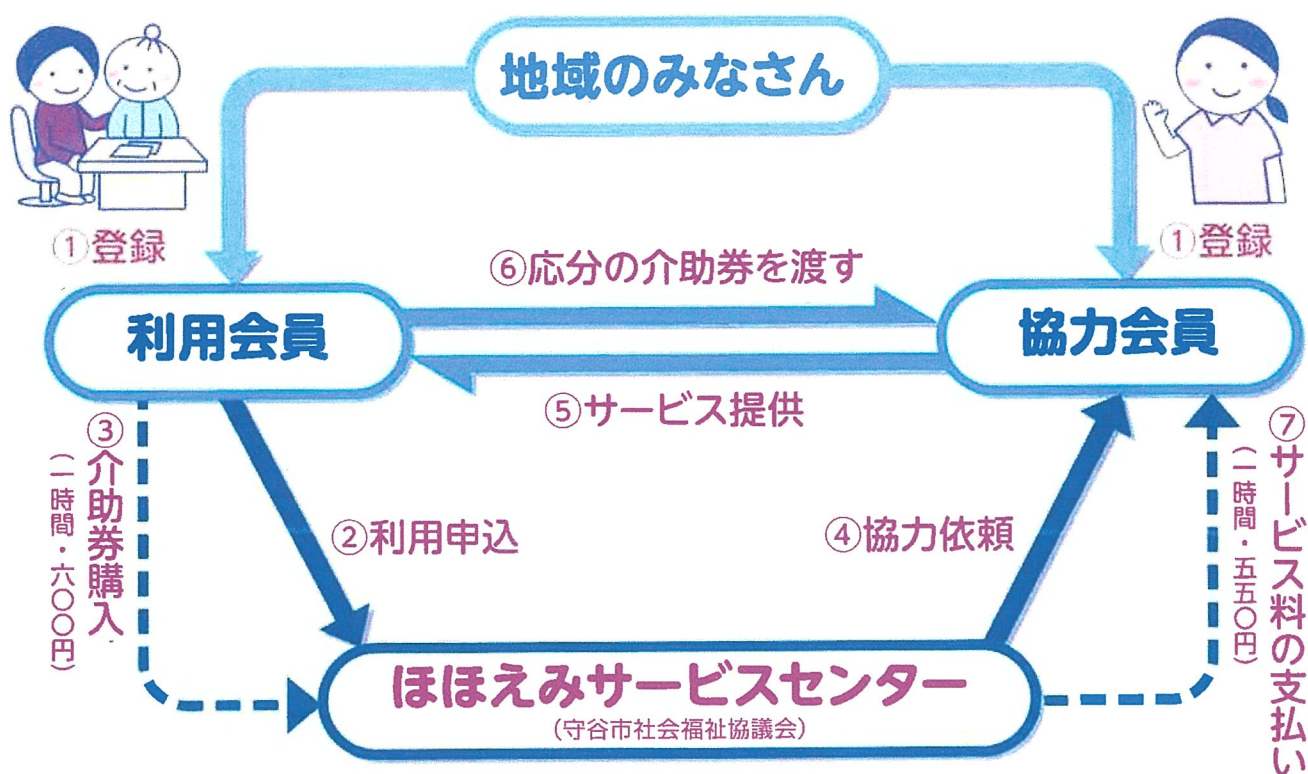


在宅福祉サービスセンター

ほほえみサービスとは…

ほほえみサービスとは、お年寄りや体の不自由な方、産前産後の方やそのご家族の日常生活上の負担を少しでも軽くするため、“たすけあいの心”を持った地域のみなさんの協力により行う、会員方式の有料福祉サービスです。

サービスのしくみ



会員とは

***利用会員** … 市内にお住まいの **65**歳以上の方、身体に障害をお持ちの方、産前産後の方やそのご家族（その他、本会が適当と認めた方）

***協力会員** … 家事援助などのサービスをして下さる方。
(年齢・性別・資格などは、問いません。自分のできることを、できる時間、活動していただきます。)

サービス内容

- * 食事の支度
- * 衣類の洗濯・補修
- * 住居などの掃除、整理整頓
- * 生活必需品などの買い物



- * 通院及び外出の介助
- * 介護者外出時の留守番
- * 話し相手
- * その他、軽易な身の回りの世話

ほほえみサービスの利用方法

会員になるには	利用会員・協会会員共に事前に申込書による登録が必要です。
利用するには	まず、サービスセンター（社会福祉協議会）発行する介助券（1 時間あたり 600 円）を購入して下さい。また、利用したい日時をサービスセンターに申し込んでいただき、事務局で調整し、協力会員を派遣します。
サービスを受けたとき	利用会員は、協力会員よりサービスを受けた時間数に応じた介助券を協力会員にお渡し下さい。
活動した後は	協力会員は、介助券をサービスセンターに提出し、サービス料を受け取り下さい。

その他

*利用時間：原則として、平日 午前9時～午後5時
(12月28日～1月5日及び祝祭日は除く)

*活動に伴う交通費、材料費等は、利用会員の実費負担となります。

*万が一、活動中の事故等に備えて、「在宅福祉サービス総合補償」の保険にサービスセンターが加入しています。

在宅福祉サービスセンター

(守谷市社会福祉協議会内)

事務局：守谷市大柏 954-3 (いきいきプラザ・げんき館内)
TEL 0297-45-0088 (直通) FAX 0297-48-5554